

東ト協業交発第 157 号
令和 3 年 8 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人東京都トラック協会
会 長 浅 井 隆

トラック運送事業者のための同一労働同一賃金に関する 動画のご案内

平素より、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法が平成 3 0 年 6 月に成立し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（短時間労働者、有期雇用労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指すパートタイム・有期雇用労働法が令和 3 年 4 月より中小企業においても適用されました。

今般、同一労働同一賃金について、トラック運送事業者に係る最高裁判決が出され、当協会会員の皆様にも対応を迫られることが予想されるため、下記の通り、標記に関する解説動画を全日本トラック協会が公開しております。

業務ご多忙とは存じますが、是非ご覧になり、経営の参考としていただければ幸いです。

記

URL : <https://is.gd/ZSQKnA> ※URL 短縮サービスを使用しております。

内容 : トラック運送事業者のための同一労働同一賃金 WEB セミナー

前編 (約 4 4 分)

1. 「同一労働同一賃金」とは？
2. 「パートタイム・有期雇用労働法」のポイント

後編 (約 5 4 分)

3. 「同一労働同一賃金」に関する判例
4. 「同一労働同一賃金」に対応して取り組むべき内容
5. 「同一労働同一賃金」への対応例 (ほか)

また、東ト協では社会保険労務士による労務相談事業を実施しております。

令和 3 年度労務相談申込みについて (会員専用)

【URL】 <https://www.totokyo.or.jp/archives/22644> (東ト協 HP)

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

(一社)東京都トラック協会 業務部 泊 (トマリ)

電 話 : 0 3 - 3 3 5 9 - 6 2 5 7 / F A X : 0 3 - 3 3 5 9 - 4 9 8 3